

第2期山形県医療費適正化計画の実績に関する評価（概要）

1 実績評価の位置づけ

- 県では、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、平成25年3月に第2期山形県医療費適正化計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定
- 計画期間の終了に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、計画の実績に関する評価を行うもの

2 目標の達成状況

(1) 住民の健康の保持の推進関係

①特定健康診査の実施率

	目 標	実 績				
	H29年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
山形県	70%	53.6%	54.8%	57.7%	60.0%	61.2%
全 国	70%	46.2%	47.6%	48.6%	50.1%	51.4%

②特定保健指導の実施率

	目 標	実 績				
	H29年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
山形県	45%	22.4%	23.3%	24.9%	22.6%	24.8%
全 国	45%	16.4%	17.7%	17.8%	17.5%	18.8%

③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（平成20年度比）

	目 標	実 績				
	H29年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
山形県	25%	10.9%	10.6%	10.9%	10.6%	8.0%
全 国	25%	3.09%	3.47%	3.18%	2.74%	1.1%

④喫煙率

	目標	平成 22 年		平成 28 年	
	H29 年	山形県	全国	山形県	全国
成人	全国値以下	20.5%	19.5%	20.2%	18.2%
20代男性	全国値以下	40.5%	34.2%	42.0%	30.7%
20代女性	全国値以下	16.8%	12.8%	10.5%	6.3%
30代男性	全国値以下	46.8%	42.1%	51.9%	42.0%
30代女性	全国値以下	19.6%	14.2%	13.4%	13.7%

(2) 医療の効率的な提供の推進関係

①一般病床、療養病床（介護療養病床を除く）、精神病床の平均在院日数

	目標	実績					
	H29 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
一般病床	17.4 日	17.4 日	17.3 日	17.1 日	16.8 日	16.7 日	16.5 日
療養病床	104.8 日	114.8 日	112.9 日	118.2 日	119.9 日	114.6 日	110.7 日
精神病床	246.9 日	246.7 日	250.1 日	249.2 日	241.4 日	234.1 日	235.8 日

(参考) 介護療養病床を除く全病床の平均在院日数

	目標	実績					
	H29 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
山形県	28.6 日	28.3 日	28.2 日	28.0 日	27.3 日	27.2 日	27.2 日
全国	28.6 日	29.7 日	29.2 日	28.6 日	27.9 日	27.5 日	27.2 日

②後発医薬品の使用促進

	目標	実績				
	H29 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
山形県	70%	53.1%	62.9%	66.1%	71.6%	74.4%
全国	—	47.9%	56.4%	60.1%	66.8%	70.2%

3 施策に要した費用に対する効果

(1) 平均在院日数の短縮による医療費適正化効果

⇒ 平成 29 年度において 97.6 億円と推計 (国の推計ツールより)

(2) 特定保健指導の実施に係る費用対効果 (実施に係る効果)

⇒ 積極的支援参加者と不参加者の 1 人当たり入院外医療費の差: 約 6,000 円

(国の特定健診・保健指導の医療費適正化効果等検証のためのワーキンググループの経年分析結果)

4 医療費推計と実績の比較

H29 年度医療費 (適正化前：第2期計画策定時推計)	H29 年度医療費 (適正化後：第2期計画策定時推計)	H29 年度医療費 (適正化後：実績見込)
4,072 億円	4,016 億円	3,835 億円

5 今後の課題及び推進方策

(1) 住民の健康の保持の推進

- 特定健康診査実施率、特定保健指導実施率及びメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率は、それぞれ目標と実績との差異が大きいことから、引き続き実施率・減少率の向上に向けて、関係者の更なる取組をより一層促す必要がある。
- 国及び県における受動喫煙対策の動きも踏まえ、引き続きたばこ対策について、関係者の更なる取組をより一層促す必要がある。

(2) 医療の効率的な提供の推進

- 患者の視点に立ち、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることが必要であることから、関係者と協力しつつ、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指す必要がある。
- 国において、2020年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする政府目標が設定されたことを踏まえ、引き続き、後発医薬品の使用促進について、関係者の更なる取組をより一層促す必要がある。

(3) 今後の対応

- (1) 及び (2) に対応するため、住民の健康の保持の増進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組を加速させる必要があり、第3期医療費適正化計画においては、生活習慣病等の重症化予防や多剤・重複投薬の防止等の医薬品の適正使用に係る取組を新たに記載しており、このような取組の実施や進捗状況についての分析を行っていく。